

I エネルギー対策特別会計を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

環境省では、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）の排出抑制対策を推進するため、エネルギー対策特別会計（平成 18 年度以前は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計）を活用した補助事業及び委託事業を実施しており、その一部を地方環境事務所が担当しています。

1 補助事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

地方環境事務所は、平成 17 年度以前は申請書の受付のみを担当し補助金の交付は環境本省が行っていましたが、平成 18 年度以降は申請書の受理から交付まで執行しています。平成 23 年度までに中部地方環境事務所が執行した補助事業は、以下の①～⑧の事業です。

- ① 地球温暖化対策地方公共団体実行計画に基づいた、地方公共団体の再生可能エネルギー・省エネ施設設備の導入に対する支援
 - ア) 対策技術率先導入事業[平成 18～19 年度]
 - イ) 業務部門対策技術率先導入補助事業[平成 20 年度]
 - ウ) 地方公共団体対策技術率先導入補助事業[平成 21～23 年度]
- ② 都道府県が地球温暖化防止活動推進センターの施設として整備する事業に対する支援（エコハウス整備事業[平成 17～18 年度]
- ③ 地方公共団体の低公害車・次世代低公害車導入に対する支援
 - ア) 次世代低公害車普及事業[平成 18～22 年度]
 - イ) 低公害（代エネ・省エネ車）普及事業[平成 18～22 年度]
- ④ 民間団体のハイブリッドオフロード車等、先進的な次世代車導入に対する支援（先進的次世代車普及促進事業[平成 23 年度]
- ⑤ 管内 7 県の地域地球温暖化防止活動推進センターが、地域住民に対して行う普及啓発・広報活動への支援。ただし、平成 22 年度からは特例市以上から指定を受けた地域地球温暖化防止活動推進センターを加え、地球温暖化防止活動推進員等を診断員として育成し、希望する家庭・事業所等に対してエコ診断を実施することにより、導入可能な対策等を提案するための事業（うちエコ診断事業、家庭部門における削減アドバイス事業、地球温暖化防止活動推進員派遣事業、地球温暖化防止活動団体連携強化事業）への支援。平成 23 年度からは、地球温暖化防止に関する社会貢献活動を行う NPO 等が地域地球温暖化防止活動推進センターとともに共同の事業体を構築し、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に直接的に資するための事業への支援。
 - ア) 都道府県センター普及啓発・広報事業[平成 18～20 年度]
 - イ) 地域センター普及啓発・広報事業[平成 21 年度]
 - ウ) 地域活動支援事業（うちエコ診断事業、家庭部門における削減アドバイス事業、地球温暖化防止活動推進員派遣事業、地球温暖化防止活動団体連携強化事業[平成 22 年度]

- エ) 地域活動支援・連携促進事業[平成 23 年度]
- ⑥ 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づく地球温暖化対策地域協議会がその活動として行う再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入に対する支援
- ア) 地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業[平成 18～19 年度]
- イ) 地域協議会民生用機器導入促進事業[平成 20～21 年度]
- ウ) 地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業[平成 22 年度]
- ⑦ 自然冷媒（ノンフロン冷媒）を用いた冷凍冷蔵装置の導入に対する支援
- ア) 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置の普及モデル事業[平成 18～19 年度]
- イ) 省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業[平成 20 年度]
- ウ) 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業[平成 21～23 年度]
- ⑧ 環境省の事務事業から発生するCO₂排出量を順次オフセットするため、全量を自家消費する業務用太陽光発電施設の整備に際し、設置後 5 年間分のグリーン電力証書を環境省に納めることを条件に支援（ソーラー環境価値買取事業[平成 22 年度]）

これらの補助事業は、平成 17 年度以降その名称と内容を変更しつつ現在に至っており、各年度の採択件数は表 20 のとおりです。また、1 の①の概要は表 21、1 の⑦の概要は表 22 のとおりです。

表 20 年度別補助事業別採択件数

補助事業	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
①	3	5	3	3	4	0	1
②	1	1	—	—	—	—	—
③	2	2	2	4	3	4	—
④	—	—	—	—	—	—	6
⑤	5	6	7	7	7	8	8
⑥	122 (9)	30 (3)	20 (2)	3 (1)	105 (6)	225 (7)	—
⑦	1	3	1	2	2	1	3
⑧	—	—	—	—	—	3	—

(注) ⑥の()内の数字は、事業を実施した地球温暖化対策地域協議会数

表 21 対策技術率先導入事業及び業務部門対策技術率先導入補助事業に係る補助事業概要

年度	自治体名	事業概要
17	石川県	県有 3 施設へ E S C O 事業による建物全体の省エネ設備を導入
	岐阜県	県庁舎別館（シンクタンク庁舎）へ高効率冷温水発生機 1 基を導入
	飛騨市	市民病院における省エネタイプの蒸気ボイラーの導入及び蒸気仕切弁の改善
18	石川県	県営 2 施設（金沢中警察署・石川県工業試験場）に E S C O 事業による省エネルギー設備（照明・空調のインバータ化等）の導入
	三重県	県営播磨浄水場へ太陽光発電（150kW）を導入
	飯田市	健康増進施設へ太陽光発電（20kW）を導入
	名古屋市	消防署の出張所宿直施設に燃料電池（1 kW）を導入

	安城市	市庁舎へ太陽光発電システム (27.5kW) を導入
19	石川県	県有 2 施設 (教育センター、金沢西警察署) に E S C O 事業による省エネルギー設備 (照明・空調のインバータ化等) の導入
	三重県	北勢水道事務所屋上に太陽光発電 (20kW) を導入
	箕輪町	消防署・地域交流センターへ太陽光発電 (25kW) を導入
20	三重県	浄水場沈殿池上部に太陽光発電 (150kW) を導入
	石川県	県有 4 施設 (小松県税事務所・南加賀農林総合事務所、石川中央保健福祉センター、中能登総合事務所・中能登農林総合事務所、能登中部保健福祉センター・中能登土木総合事務所) に E S C O 事業による省エネルギー設備 (照明・空調のインバータ化等) の導入
	西尾市	市庁舎屋上に太陽光発電 (50kW) を導入
21	松塩安筑老人福祉施設組合	組合運営の養護老人ホーム「温心寮」屋上に、太陽光発電 (20 k w) を導入
	蟹江市	町営の新給食センター屋上に、太陽光発電 (20 k w) を導入 同給食センター内に、バイオマス燃料製造装置 (B D F 装置) を導入
	伊勢市	伊勢市産業支援センターに太陽光発電 (30 k w) を導入
	三重県	播磨浄水場沈殿池上部に太陽光発電 (65 k w) を増設
23	長野県南箕輪村	保育園 (2 箇所) 及び療育施設 (1 箇所) に太陽光発電 (56 k w) を導入

表 22 省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置普及モデル事業及び省エネ自然冷媒冷凍装置等導入促進事業に係る補助事業概要

年度	事業者名	対象工場・事業所名、所在地	事業内容	冷媒
17	前田運送	前田運送川越町物流センター 三重県三重郡川越町	物流センター新築工事における空気サイクル廃熱利用冷凍装置導入事業	空気
18	味の素冷凍食品株式会社	味の素食品株式会社中部工場 岐阜県揖斐郡	冷凍食品生産設備における自然冷媒凍結装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	枇杷島製氷株式会社	枇杷島製氷株式会社 名古屋市	製氷工場新築工事における NH ₃ 冷凍装置導入事業	NH ₃
	江崎グリコ株式会社	三重グリコ株式会社 三重県津市	三重グリコ株式会社 No. 1、No. 2 製品冷蔵庫冷凍装置更新事業	NH ₃ CO ₂
19	高岡冷蔵株式会社	高岡冷蔵株式会社富山工場 富山県富山市	富山工場新築工事における自然冷媒冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
20	名豊興運株式会社	名豊興運株式会社 小牧冷凍センター 愛知県小牧市	冷凍センター新築工事における NH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂

	興和冷蔵株式会社	興和冷蔵株式会社 中部物流センター 愛知県一宮市	中央物流センター増築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
21	東洋水産株式会社	東洋水産株式会社 中央物流センター 愛知県丹羽郡扶桑町	中央物流センター増築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
	株式会社ヒューテックノオリン	株式会社ヒューテックノオリン 中部支店 愛知県小牧市	中部支店新築工事におけるNH ₃ 、CO ₂ 冷凍装置導入事業	NH ₃ CO ₂
22	日本水産株式会社	日本水産安城工場 愛知県安城市	日本水産株式会社安城工場コロック3号並びに4号一次フリーザー更新工事における省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業	NH ₃
23	株式会社ランテック	株式会社ランテック 名古屋支店 愛知県小牧市	物流センター新築における自然冷媒を用いた冷却設備を導入する事業	NH ₃ CO ₂
	大正冷蔵株式会社	大正冷蔵株式会社 愛知県豊橋市	本社冷蔵倉庫新築における自然冷媒を用いた冷却設備を導入する事業	NH ₃ CO ₂
	アスザックフーズ株式会社	アスザックフーズ株式会社 長野県須坂市	食品を真空凍結乾燥（フリーズドライ）する設備の冷凍装置を導入する事業	NH ₃ CO ₂

ここに掲げてある以外の補助事業の実施状況については、参考資料「MAPで見る中部地方の環境」を御参照ください。

〈平成24年度の施策〉

補助事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策については、自治体、民間団体等に対して公募情報の周知に努めるとともに、各種の補助事業等を着実に実施します。また、これまで取り組んできた補助事業の効果を広く広報し、二酸化炭素排出抑制対策の推進に取り組みます。

2 委託事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策の推進

環境本省の委託事業である「平成21年度チャレンジ25地域づくり事業」に関し、管内で採択された7箇所の実施地域のうち、平成22年度に中部地方環境事務所に対して要請があった3地域（岐阜県岐阜市、岐阜県中津川市・恵那市、岐阜県中津川市）について、事業を実施する地域協議会へ参画してきました。また、平成23年度は、地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務に採択された、社団法人長野県環境保全協会自然エネルギー信州ネットにおける、初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業及び「ソーラー年金」システム普及事業の事業化の検討に向けた専門部会に参画してきました。それぞれの地域において検討された事業内容は、表23のとおりです。

表 23 各地域協議会等の事業内容

平成 21 年度 チャレンジ 25 地域づくり事業		
岐阜県岐阜市	計画策定 委託業務	地下水利用ヒートポンプシステム、太陽熱利用システム及び太陽光発電、省エネ住宅や HEMS 並びに事業所ビルにおける BEMS の導入について検討することにより対策を導出し、2020 年までに CO ₂ 排出量を 25%削減する計画を策定。
岐阜県 中津川市・恵那市		間伐材の活用、小水力発電の導入推進について検討することにより、中山間部における最も効果的な対策を導出し、2020 年までに CO ₂ 排出量を 25%削減する計画を策定。
岐阜県中津川市	実証事業	清掃工場の低温排熱をタンクローリーにより輸送する熱輸送システムと、地下水を利用することにより通年安定した温度を空調等に利用できる地中熱ヒートポンプを地域の大規模施設に導入することにより削減効果を実証。
平成 23 年度地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務		
自然エネルギー 信州ネット	初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業	再生可能エネルギー導入に係る初期投資の負担を緩和するとともに、再生可能エネルギー供給設備装置によって得られるメリット・価値を通じて、投資回収を行う全県レベルでの普及モデルによる事業化を検討。初期投資ゼロによる自然エネルギー普及事業については、太陽光、太陽熱、木質バイオマス（薪・ペレット）を対象。
	「ソーラー年金」システム普及事業	メガソーラーを設置し、メガソーラーの中で市民出資者毎の割り当てを行い、その割り当て分の初期投資に必要な費用を毎月一定額年金として支払い、投資回収ができた後は年金として出資者に配当する仕組み（「ソーラー年金」）の事業化を検討。

〈平成 24 年度の施策〉

委託事業を活用した二酸化炭素排出抑制対策については、中部管内で採択された案件の協議会等からの要請に対して、積極的に参画し、二酸化炭素排出抑制対策の推進に取り組めます。

3 環境省支援施策等の周知による二酸化炭素排出抑制対策の推進

東日本大震災の影響を受け、中部電力管内においても、浜岡原子力発電所の運転停止により、特に夏場の電力供給不足が懸念され、自治体及び事業者等において自主的な節電対策が取り組まれました。そのため、国による省エネ・省 CO₂ 対策の支援施策や再生可能エネルギー導入への関心が高まり、要請のあった機関に対して講師として参加し、施策の周知を行ってきました。平成 23 年度に要請のあった説明会等は、表 24 のとおりです。

表 24 各説明会等の開催状況

会議名	日時・会場	説明内容	参加者数
国の省エネ支援施策説明会	平成 23 年 6 月 23 日 岡崎商工会議所	エコリース促進事業等について	約 80 名
節電・省エネ講演会	平成 23 年 7 月 13 日 愛知県技術開発交流センター	エコリース促進事業等について	約 35 名
福井県可能再生エネルギー市町連絡会	平成 23 年 11 月 24 日 福井県庁	平成 24 年度環境省重点施策について	約 50 名

長野県環境省等予算案概要 説明会	平成 24 年 1 月 17 日 長野県松本合同庁舎	平成 24 年度環境省重点施策 について	約 120 名
---------------------	-------------------------------	-------------------------	---------

〈平成 24 年度の施策〉

当面、ピーク時における電力供給不足が懸念されるため、各機関においては節電対策が引き続き取り組まれます。関係機関からの要請に対して、省エネ・省CO₂対策及び再生可能エネルギー導入に当たっての各種支援施策等について、周知に努め二酸化炭素排出抑制対策の推進に取り組めます。

4 地域グリーンニューディール基金事業、中核市・特例市グリーンニューディール基金事業

地方公共団体には、温対法に基づく地方公共団体実行計画や廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画など、様々な計画の策定と取組の推進が求められています。こうした取組を確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、環境省は、平成 21 年度補正予算において、都道府県・政令指定都市に地域グリーンニューディール基金を、中核市・特例市に中核市・特例市グリーンニューディール基金を造成するための補助金を交付しました。

この基金を活用し、平成 21 年度から 23 年度末まで、公共施設における省エネ改修、民間事業者支援、地域資源を活かした設備整備等を支援する事業が展開されています。中部管内における各県での主な取組は、表 25 のとおりです。

表 25 各県における主な取組状況

県名	主な事業内容
富山県	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設及び民間施設での省エネ設備の導入、電気自動車急速充電設備の設置 廃棄物処理施設の整備 微量PCB混入廃電気機器等の把握支援、微量PCB処理施設の整備 海岸漂着物対策推進地域計画の策定、海岸漂着物回収・処理の実施 等
石川県	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設での太陽光発電、LED照明、省エネ空調などの導入 民間住宅に太陽光発電、風力発電、断熱施工、ペアガラス等3種類以上の省エネ設備を導入する際に導入費用の一部を補助 木質バイオマス燃料を利用する機器導入に支援 地域の不法投棄・散乱ごみ監視 海岸漂着物対策推進地域計画の策定、海岸漂着物回収・処理の実施 等
福井県	<ul style="list-style-type: none"> 省エネリフォーム促進事業 都市公園照明LED化事業 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 海岸漂着物地域対策推進事業 等
長野県	<ul style="list-style-type: none"> 市町村公共施設における複合的又は一体的な省エネ施設又は設備の整備等に補助 中小事業者等が行う複合的又は一体的な省エネ対策設備整備等に補助 微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 市町村が行う不法投棄や散乱ごみの監視等に補助 等

岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ改修事業（太陽光発電、LED照明、省エネ空調など） ・電気自動車等用充電インフラ整備促進事業 ・微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 ・不法投棄パトロール及び廃棄物回収事業 等
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への省エネ設備（太陽光発電・LED照明など）の導入補助 ・中小事業所などの省エネ施設整備への補助 ・廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業費補助 ・微量PCB汚染電気機器濃度分析費補助 ・海岸漂着物対策推進事業への補助 等
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ改修事業（太陽光発電・LED照明など） ・アスベスト廃棄物処理施設整備事業、不法投棄・散乱ごみ監視等事業 ・微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業、微量PCB廃棄物処理施設整備事業 ・海岸漂着物地域対策推進事業 等

※各県HPより、主な事業を抜粋し掲載。

〈平成24年度の施策〉

平成24年度再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）は、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援することとされています。中部地方環境事務所としては、自治体からの問い合わせ等に対応し、側面的な支援に取り組めます。

II 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく排出削減対策の推進

温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）の策定及び地球温暖化対策地域協議会に関し、制度の周知や指導を行っています。

1 温室効果ガス算定・報告・公表制度の周知

温対法に基づき、平成18年4月から、温室効果ガスを相当程度排出する者（特定排出者）に自らの温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することが義務付けられています。平成20年6月の温対法改正では、平成21年度排出量報告（平成22年度に報告）から、事業所単位から事業者単位・フランチャイズチェーン単位で報告することや、新たに調整後温室効果ガス排出量の報告が加わり、J-VER等のクレジットの算入も認められることとなりました。そのため、電気事業者の係数についても、これまでの実排出係数と新たに調整後排出係数を公表することになりました。

中部地方環境事務所では、環境本省と連携し、同制度の周知のための説明会を愛知県名古屋市及び石川県金沢市で開催しました。また、同制度に関する質問や特定排出者コードに関する問い合わせ等に常時対応しています。

〈平成 24 年度の施策〉

温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度については、同制度の周知を目的とする説明会を平成 24 年度においても本省と連携しながら開催します。また、引き続き同制度に関する質問や特定排出者コード等に関する問い合わせ等に対応します。

2 地方公共団体実行計画及び地球温暖化対策地域推進計画の策定推進

温対法に基づき、地方公共団体は、県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスの削減措置に関する地方公共団体実行計画（事務事業編）及び当該区域内における活動から排出される温室効果ガスに関する実行計画（区域施策編）を策定することとされています。

中部地方環境事務所では、環境本省と連携し、実行計画策定（事務事業編及び区域施策編）に関するワークショップ等へ出席し、助言等を行ってきました。また、自治体等からの問い合わせ等に対応しています。

〈平成 24 年度の施策〉

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編及び区域施策編）未策定自治体等が参加するワークショップに出席し助言等を行うとともに、自治体等からの問い合わせ等に対して対応してまいります。

3 地球温暖化対策地域協議会に関する業務

環境省では、温対法に基づいて設立された地球温暖化対策地域協議会（地域協議会）の活動を支援するため、地域協議会の登録簿を整備し、全国の地域協議会の設立状況や活動内容等の情報をインターネットを通じて一般に公表し、地域協議会同士の情報交換や住民等への情報提供を推進しています。中部地方環境事務所では、地域協議会の設立に関する指導や登録申請書の受付対応を行っています。

中部地方環境事務所管内の県別登録済み地域協議会数（平成 24 年 3 月 31 日現在）は表 26 のとおりであり、合計で 89 協議会となっています。

表 26 管内の県別登録済み地域協議会数

富山県	7	長野県	21	三重県	7
石川県	16	岐阜県	11	管内合計	89
福井県	5	愛知県	22		

〈平成 24 年度の施策〉

地球温暖化対策地域協議会の設立のための相談支援を行います。また、新規登録や変更申請に対して、環境省の地方窓口として受付対応を着実にを行います。

Ⅲ カーボン・オフセットの推進等の具体的な推進

地球温暖化対策を推進するためには、温暖化対策を進める仕組みの活用や多様な主体との連携により推進を図ることが重要です。その取組として、J-VER クレジットを活用したカーボン・オフセットの推進や中部エネルギー・温暖化対策推進会議を通じた地域の各主体との連携の促進に取り組んでいます。

1 カーボン・オフセットの取組の促進

カーボン・オフセットは、温室効果ガス排出とエネルギーコストの削減に加えて商品やサービス、企業活動そのものに確実な環境価値を付加する公的な仕組みです。カーボン・オフセットに用いられる J-VER クレジットは、森林保全活動等を中心とする温室効果ガスの排出削減・吸収活動から生み出されるものであり、環境教育の場の提供、多様な動植物の住みかの創出、再生可能エネルギー設備の増加といった様々な付加価値を地域にもたらすものであり、中部管内でもこのクレジットを創出する多くのプロジェクトが進んでいます。

平成 23 年度は、中部管内において、カーボン・オフセットの取組を推進することを目的として、中部カーボン・オフセット推進ネットワーク（事務局：NPO 法人ボランティアネイバーズ及び株式会社ウェイストボックス）を立ち上げ、民間企業・自治体等で緩やかなネットワークを形成してきました。本ネットワークの取組として、①ウェブサイトやメルマガ（7号配信）での最新情報の提供、②研修機会の提供、③ヘルプデスク機能の提供を行ってきました。本ネットワークの主な活動状況は表 27 のとおりであり、登録者は 187 名です（平成 24 年 3 月 31 日現在）。

表 27 本ネットワークの活動状況

開催年月日・開催場所	取組内容	参加者数
平成 23 年 11 月 9～12 日 ポートメッセナゴヤ	メッセナゴヤ 2011 での広報	約 500 社に案内 チラシの配布
平成 23 年 11 月 21 日 名古屋市中小企業振興会館	カーボン・オフセット EXPO in 名古屋への出展	延べ 300 名
平成 24 年 2 月 1 日 名古屋商工会議所	カーボン・オフセット入門講座	約 30 名
平成 24 年 2 月 3 日 岐阜県庁	岐阜県職員向けカーボン・オフセット勉強会	約 20 名
平成 24 年 2 月 9 日 じゅうろくプラザ	カーボン・オフセット入門講座	約 20 名
平成 24 年 2 月 14 日 名古屋市役所	カーボン・オフセット入門講座	約 30 名
平成 24 年 2 月 24 日 伊藤忠商事株式会社	カーボン・オフセット入門講座	約 50 名

平成 24 年 3 月 7 日 東京国際フォーラム	カーボン・マーケット EXPO in 2012 への出展	延べ 1500 名
------------------------------	------------------------------	-----------

〈平成 24 年度の施策〉

カーボン・オフセットの推進については、中部カーボン・オフセット推進ネットワークを中心に、J-VER クレジットの売り手と買い手のマッチング支援や研修会等の開催、相談業務及び最新の情報提供等に取り組みます。

2 中部エネルギー・温暖化対策推進会議を通じた地域の各主体との連携の促進

中部エネルギー・温暖化対策推進会議は、中部地域の国の地方支分部局、地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者団体、環境NPO等をメンバーとして、中部地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報を交換・共有し、エネルギー需給構造に関する実態把握等を図り、地方公共団体を始めとする中部地域の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、平成 17 年 3 月に設置されました。

中部地方環境事務所は、中部経済産業局とともに同推進会議の事務局を担当し、関係機関との連携を図りながら地球温暖化対策に取り組んでいます。

平成 23 年度は、支援策等の情報提供の充実を図るため、構成員の持つエネルギー・温暖化対策に関する施策、支援策及び予算情報等に関して情報収集を行い、施策情報としてまとめ、同推進会議HPを通じて情報提供を行ってきました。また、中部地域における再生可能エネルギーの導入を促進するために、同推進会議に「再生可能エネルギー導入促進分科会」が新たに設置され、関係機関による情報交換を行ってきました。民生部門における地球温暖化対策への意識啓発を図る取組としては、地域住民を対象としたセミナーを開催してきました。なお、今までに開催してきたセミナーの取組内容は、表 28 のとおりです。

表 28 中部エネルギー・温暖化対策推進会議によるセミナー等開催状況

開催年月日・開催場所	取組名	連携団体	参加者数
平成 19 年 1 月 19 日 平成 19 年 2 月 2 日 中部地方環境事務所	温暖化防止対策技術の基礎講座	—	各開催日につき約 30 人
平成 20 年 2 月 16 日 富山市民プラザ	CO ₂ 削減セミナー・北陸 ～家庭から始める地球温暖化ストップ～	富山及び石川の各県地球温暖化防止活動推進センター	約 70 人
平成 20 年 3 月 29 日 アストホール (津市)	講演会 & 東海 3 県活動報告ー知ろう・わかろう・始めよう！地球温暖化防止	岐阜、愛知及び三重の各県地球温暖化防止活動推進センター	約 130 人
平成 21 年 1 月 24 日 ホテルグランヴェール岐山 (岐阜市)	シンポジウム & 中部 4 県活動報告会ー地球温暖化防止 ひろがれ！つながれ！ちいきの環(わ)ー	長野、岐阜、愛知及び三重の各県地球温暖化防止活動推進センター	約 110 人

平成 22 年 1 月 23 日 名古屋栄ビルディング	シンポジウム&中部 4 県活動報告会 ー地球温暖化防止 ひろがれ！つな がれ！ちいきの環(わ)ー	長野、岐阜、愛知 及び三重の各県地 球温暖化防止活動 推進センター	約 90 人
平成 23 年 1 月 29 日 名古屋栄ビルディング	低炭素生活のご提案 ～温室効果ガス 25%削減を考える～	—	約 70 人
平成 24 年 1 月 28 日 名古屋栄ビルディング	見よう！減らそう！CO ₂ ～家庭生活からの二酸化炭素削減を 目指して～	—	約 80 人

〈平成 24 年度の施策〉

中部管内の地球温暖化対策に関する自主的な取組を促進するため、施策情報の提供及び意識啓発を目的としたセミナー等を中部エネルギー・温暖化対策推進会議とともに取り組めます。

3 マイカードライバーに対するエコドライブの普及手法に関する調査・検討業務

エコドライブについては、運送事業者を始めとする緑ナンバー事業者で先進的な取組が行われているものの、マイカードライバーに関しては、実施方法や効果等について十分に情報提供等が行われていないことから、エコドライブが広く実施されていないのが現状です。

自家用自動車の世帯当たり普及台数が高い中部管内の現状に対応するために、マイカードライバーを対象としたエコドライブの普及手法の調査・検討をしました。その結果、マイカードライバーに対してエコドライブを効率的に普及させていくためには、企業・自治体等のマイカー通勤者を対象にエコドライブの推進を図ることが効果的であるため、「マイカードライバーへのエコドライブ普及促進マニュアル（企業・自治体向け）」を作成しました。

〈平成 24 年度の施策〉

管内における smart move の取組の一つとして、関係機関に対して「マイカードライバーへのエコドライブ普及促進マニュアル（企業・自治体向け）」を情報提供し、マイカードライバーのエコドライブ推進に取り組めます。また、過度なマイカー依存に頼らないようにするため、マイカーから公共交通機関等への乗換えを図ることを目的に、環境本省と連携しながら smart move の普及啓発に取り組めます。